

東京都公報

発行
東京都

目次

12

○不在者投票管理者を置く施設の指定	一
○政治団体の届出	一
○政治団体の届出事項の異動の届出	三
○政治団体の解散の届出	五
○資金管理団体の指定の届出	七
○資金管理団体の届出事項の異動の届出	七
○資金管理団体の取消しの届出	八
規程（交）	
○東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程	〇
○東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程	二
○東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程	三
○東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程	四
○東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改	

正する規程	五
○東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程	七
○東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程	六
○東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程	六
○東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程	三
告 示（交）	
○昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部改正	四
○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売	四
告 示（選）	
●東京都選挙管理委員会告示第十八号 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。	
令和二年三月十三日	
東京選挙管理委員会	
施設の名称	所在地
ニチホーム渋谷本町	渋谷区本町四丁目四十九番十五号

一盛病院介護医療院 江戸川区小松川三丁目十番一号
南町田病院 町田市鶴間四丁目四番一号

●東京都選挙管理委員会告示第十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項（同法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年三月十三日
東京選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
公明党衆議院東京第12選挙区総支部	岡本 三成	宮木 正雄	北区王子2-32-7	R1. 12. 3	○	衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
正文会	田淵 正文	原田 晃	目黒区鷹番3-3-3	R1. 12. 16	衆議院議員	田淵 正文、衆議院議員
フォーラム190	山花 郁夫	山内 雅代	調布市布田2-30-4	R1. 12. 16	衆議院議員	山花 郁夫、衆議院議員
三成会	岡本 三成	磯貝 希美子	北区王子2-32-7	R1. 12. 3	衆議院議員	岡本 三成、衆議院議員
新政策研究会	宮路 和明	田中 彰吾	千代田区飯田橋2-3-2	R1. 12. 5		宮路 拓馬、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
奥村ひろし後援会	赤羽日 和人	永川 勝則	昭島市緑町3-3-12	R1. 12. 19
日本共産党酒井まさえ後援会	榎本 富美子	石橋 悦子	杉並区成田東3-5-1	R1. 12. 18
日本共産党原田あきら後援会	川村 武郎	佐々木 征	杉並区高円寺南3-30-12	R1. 12. 18
野垣あきこ後援会	池川 昭宏	長谷川 治	杉並区下井草3-41-5	R1. 12. 18

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党東京都文京区支部	山本 一仁	主たる事務所の所在地	文京区本駒込5-2-8	文京区本駒込2-20-8	R1. 11. 28
自由民主党新宿総支部	下村 治生	会計責任者の氏名	渡辺 清人	佐原 勇	R1. 5. 27
自由民主党東京都大田区第三十一支部	伊佐治 剛	主たる事務所の所在地	大田区南六郷2-7-19	大田区南六郷1-32-13	R1. 11. 25
自由民主党東京都郵政政治連盟支部	福嶋 浩之	会計責任者の氏名	畑尾 隆廣	高塚 雅司	R1. 12. 1
自由民主党東京都八王子市第十二支部	西山 賢	会計責任者の氏名	土田 陽子	山崎 智世	R1. 12. 16
自由民主党東京都第十選挙区支部	鈴木 隼人	会計責任者の氏名	丸山 響	辻 恒充	R1. 12. 27
立憲民主党東京都第16区総支部	初鹿 明博	会計責任者の氏名	品田 由紀生	石井 茂	R1. 12. 12
立憲民主党東京都第7区総支部	長妻 昭	会計責任者の氏名	西村 敏夫	森 武尚	R1. 12. 12

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
石毛かずあき後援会	石毛 一昭	主たる事務所の所在地	足立区江北4-29-19	足立区加賀1-4-14	R1. 9. 13
伊藤達也を囲む税理士の会	高橋 省二	主たる事務所の所在地	調布市布田6-4-19	調布市布田1-32-5	R1. 12. 4
		会計責任者の氏名	渡辺 宏幸	内山 治彦	R1. 12. 4
木原誠二後援会	野島 善司	主たる事務所の所在地	東村山市廻田町4-3-4	東村山市栄町2-28-2	R1. 8. 1
栗山よしゆき友の会	青木 国明	代表者の氏名	青木 国明	遠藤 衛	R1. 12. 20
小石川税理士政治連盟	関屋 一馬	主たる事務所の所在地	文京区春日1-10-1	文京区小石川2-6-6	R1. 12. 18
江東区議会民政クラブ	福馬 恵美子	政治団体の名称	江東区議会民政クラブ	民政クラブ	R1. 12. 25
		主たる事務所の所在地	江東区東陽4丁目11-28	江東区白河2-16-8	R1. 12. 25
		代表者の氏名	福馬 恵美子	鈴木 清人	R1. 12. 25
		会計責任者の氏名	甚野 謙	鈴木 清人	R1. 12. 25
こうのきよふみ後援会	河野 清史	会計責任者の氏名	高見澤 葉子	鈴木 貴美子	R1. 12. 25
J.M品川区議団	石田 秀男	主たる事務所の所在地	品川区北品川1-30-4	品川区西中延2-17-2	R1. 5. 27

●東京都選挙管理委員会告示第二十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年三月十三日

東京都選挙管理委員会

		代表者の氏名	石田 秀男	渡部 茂	R1. 5. 27
		会計責任者の氏名	鈴木 真澄	伊藤 昌宏	R1. 5. 27
杉本とよひろ後援会	杉本 豊敬	会計責任者の氏名	斎藤 太一	小林 昭和	R1. 12. 16
政治経済研究クラブ「ともの会」	川島 智太郎	主たる事務所の所在地	新宿区北新宿3-2-16	練馬区光が丘7-8-1	R1. 12. 1
誠心会	木原 誠二	主たる事務所の所在地	東村山市廻田町4-3-4	東村山市栄町2-28-2	R1. 8. 1
デジタル社会推進政治連盟	荻原 紀男	政治団体の名称	デジタル社会推進政治連盟	IT社会推進政治連盟	R1. 12. 26
東京鹿優会	初鹿 明博	会計責任者の氏名	品田 由紀生	石井 茂	R1. 12. 12
東京地方本部つげ芳文後援会	福嶋 浩之	会計責任者の氏名	畑尾 隆廣	高塚 雅司	R1. 12. 1
東京都歯科医師連盟武蔵村山支部	比留間 修一	主たる事務所の所在地	武蔵村山市三ツ藤1-109-1	杉並区阿佐谷北6-49-6	R1. 7. 1
		代表者の氏名	比留間 修一	田島 彰	R1. 7. 1
		会計責任者の氏名	田島 彰	宮田 健太郎	R1. 7. 1
東京ともの会	川島 智太郎	主たる事務所の所在地	新宿区北新宿3-2-16	練馬区光が丘7-8-1	R1. 12. 1
とくしげ雅之東京地方本部後援会	福嶋 浩之	会計責任者の氏名	畑尾 隆廣	高塚 雅司	R1. 12. 1
都民ファーストの会大田区第二支部	栗下 善行	主たる事務所の所在地	大田区蒲田5-32-8	大田区西蒲田7-5-3	H30. 8. 1
ともに荒川の明日をつくる会	橋立 啓子	代表者の氏名	橋立 啓子	森本 孝子	R1. 12. 11
西山まさる後援会	西山 賢	会計責任者の氏名	土田 陽子	西山 春美	R1. 12. 16
練馬ともの会	川島 智太郎	主たる事務所の所在地	新宿区北新宿3-2-16	練馬区光が丘7-8-1	R1. 12. 1
八王子・生活者ネットワーク	鳴海 有理	代表者の氏名	鳴海 有理	若林 裕子	R1. 12. 1
		会計責任者の氏名	坂根 みゆき	城戸 圭子	R1. 12. 1
鳩山邦夫を囲む小石川税理士の会	丸山 正雄	主たる事務所の所在地	文京区春日1-10-1	文京区小石川2-6-6	R1. 12. 18
原かずひろ励ます会	原 和弘	主たる事務所の所在地	清瀬市野塩5-256	清瀬市梅園2-1-29	R1. 12. 12
保坂展人と元気印の会	保坂 展人	代表者の氏名	保坂 展人	星野 弥生	R1. 12. 18
		会計責任者の氏名	森口 秀志	加藤 功一	R1. 12. 18
みぞぐち晃一後援会	溝口 晃一	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R1. 12. 18

木溪会	木原 誠二	主たる事務所の所在地	東村山市廻田町4-3-4	東村山市栄町2-28-2	R1. 8. 1
森本たつお励ます会	森本 達夫	主たる事務所の所在地	荒川区町屋6-3-3	荒川区町屋3-2-1	R1. 12. 1
郵政政策研究会東京地方本部	福嶋 浩之	会計責任者の氏名	畑尾 隆廣	高塚 雅司	R1. 12. 1

●東京都選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年三月十三日

東京都選挙管理委員会

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
国民民主党東京都小平市支部	滝口 幸一	R1. 12. 15
国民民主党東京都第9区総支部	石黒 達男	R1. 12. 11
自由民主党東京都豊島区第十一支部	吉村 辰明	R1. 11. 30
石川修後援会	石川 修	R1. 11. 30
遠藤明子&ほっと会議	遠藤 明子	R1. 12. 1
滝口幸一後援会	高橋 三男	R1. 12. 15
滝口幸一と前進する会	滝口 幸一	R1. 12. 15
チーム小金井	今中 京平	R1. 11. 30
なるみゆりとはつらつ会議	鳴海 有理	R1. 11. 30
藤原けい子の健康都市づくり会後援会	藤原 恵子	R1. 12. 23
未来に誇れる日本をつくる会	酒井 大史	R1. 12. 6
みんなでつくろう足立	笠松 哲郎	R1. 6. 15
守田ゆきお後援会	斉藤 潤	R1. 12. 22
吉村たつあき後援会	吉村 辰明	R1. 11. 30

●東京都選挙管理委員会告示第二十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和二年三月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
岡本 三成	衆議院議員	三成会	北区王子2-32-7	H25. 1. 10
高橋 和義	市議会議員	高橋かずよしを励ます会	東久留米市下里1-14-13	R1. 12. 18
保坂 展人	区長	保坂展人と元気印の会	世田谷区松原6-26-15	R1. 12. 19
山寄 祐嗣	市議会議員	たまのミライ	多摩市和田1261-17	R1. 12. 2
山花 郁夫	衆議院議員	フォーラム190	調布市布田2-30-4	R1. 12. 15

●東京都選挙管理委員会告示第二十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

令和二年三月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
石毛 一昭	石毛かずあき後援会	主たる事務所 の所在地	足立区江北4-29-19	足立区加賀1-4-14	R1. 9. 13
川島 智太郎	政治経済研究クラブ「ともの会」	主たる事務所 の所在地	新宿区北新宿3-2-16	練馬区光が丘7-8-1	R1. 12. 1
木原 誠二	誠心会	主たる事務所 の所在地	東村山市廻田町4-3-4	東村山市栄町2-2-8-2	R1. 8. 1
原 和弘	原かずひろ励ます会	主たる事務所 の所在地	清瀬市野塩5-256	清瀬市梅園2-1-29	R1. 12. 12
森本 達夫	森本たつお励ます会	主たる事務所 の所在地	荒川区町屋6-3-3	荒川区町屋3-2-1	R1. 12. 1

●東京都選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年三月十三日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
山花 郁夫	山花いくお後援会	R1. 12. 15
溝口 晃一	みぞぐち晃一後援会	R1. 12. 18

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
遠藤 明子	遠藤明子&ほっと会議	R1. 12. 1
石川 修	石川修後援会	R1. 11. 30
鳴海 有理	なるみゆりとはつらつ会議	R1. 5. 1
藤原 恵子	藤原けい子の健康都市づくり会後援会	R1. 12. 23
吉村 辰明	吉村たつあき後援会	R1. 5. 1

規程(交)

●交通局規程第十号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程(昭和五十二年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

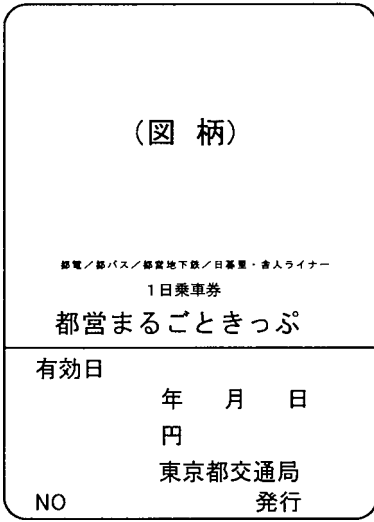
第二条第一号イ中「第二号から第四号まで及び」を「第三号及び第四号並びに」に改める。

第五条第三号アを次のように改める。

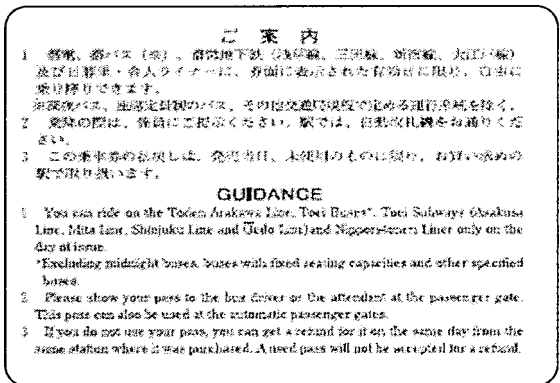
ア 第七条第三号に掲げる発売場所において発売する

共通一日乗車券

表



裏



備考

一 図柄は、必要に応じ変更することがある。

二 小児用は、券面表面に小と表示する。

第五条第三号イを次のように改める。

イ 削除

第五条第三号ウの次に次のように加える。

ウ 第七条第四号に掲げる発売場所において発売する

共通一日乗車券(ICカード(株式会社バスモが発行するPASMOPASMOPASSPORT及びモバイルPASMOPASSPORTを除く。))

備考 小児用は、券面表面に小と表示する。

第六条第二号中「前条第三号」の下に「(ウを除く。)」を加え、同条第三号中「前二号」を「前三号」に、「改札を」を「改札等を」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次のように加える。

三 前条第三号ウの共通一日乗車券の場合は、最初に電車に乗車する際に東京都電車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第三号)第三条第十八号のICカードリーダー・ライタによる乗車処理を受け、最初に乗合自動車に乗車(東京都乗合自動車条例施行規程第二条第二号の表に掲げる運行系統にあつては下車)する際に東京都乗合自動車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第六号)第三条第十八号のバスリーダー・ライタによる乗車処理(東京都乗合自動車条例施行規程第二条第二号の表に掲げる運行系統にあつては降車



処理)を受け、又は最初に地下高速電車若しくは日暮里・舎人ライナーに乗車する際に自動改札機による改札を受ける。

第七条第四号中「イ」を「ウ」に改め、「東京都交通局荒川電車営業所及び東京都電車の車内」を「東京都地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーの駅並びに定期乗車券発売所」に改める。

第八条第一項中「未使用の共通一日乗車券」を「第五条第一号から第四号まで(第三号ウを除く。)の未使用の共通一日乗車券」に改め、「当該共通一日乗車券の種別に応じ、」を削り、「佐野印房(町屋駅前)」の下に「並びに東京都電車及び乗合自動車の車内」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第五条第三号ウの共通一日乗車券については払戻しを行わない。

3 第五条第六号から第八号までの未使用の共通一日乗車券の払戻しについては当該発売事業者が定めるところによる。

第十二条中「及び東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程」を「、東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程、東京都電車ICカード取扱規程、東京都乗合自動車ICカード取扱規程、東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十九年交通局規程第八号)及び東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程(平成二十年交通局規程第三十二号)」に改める。

附則

この規程は、令和二年三月十四日から施行する。

●交通局規程第十一号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和二年三月十三日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程の一部

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程(昭和六十三年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

旅客運賃及び有効日は、次のとおりとする。

一 磁気券

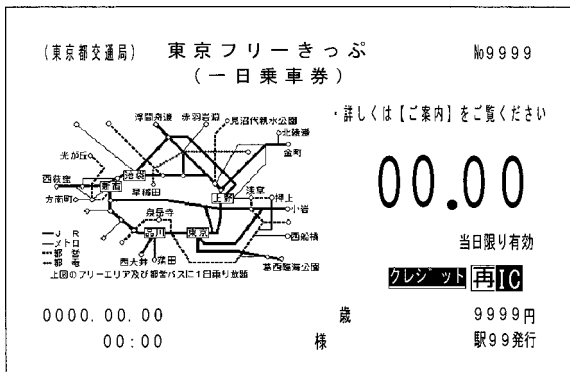
乗車券の名称	旅客運賃	有効日
東京フリーきつぷ	十二歳以上の者(以下「大人」という。) 千六百円	発売日から一箇月間のうちで旅客が発売時において指定した一日
	十二歳未満の者(以下「小児」という。) 八百円	

二 ICカード(株式会社パスモが発行するPASMO(モバイルPASMOを除く。))

乗車券の名称	旅客運賃	有効日
東京フリーきつぷ	大人 千六百円 小児 八百円	発売日

第四条の二第一項中「未使用の」の下に「第三条第一項第一号の」を加え、「第三条第一項」を「同号」に改める。
第五条に次の一号を加える。

四 東京都交通局の駅における乗車券類発売機において発売する東京フリーきつぷ(株式会社パスモが発行するPASMO(PASMO SPORT及びモバイルPASMOを除く。))に企画乗車券機能を付加したもの(大人用・小児用)



備考 小児用は、券面表面に小と表示する。

第六条に次の一号を加える。

三 定期券発売所

第七条中「未使用の」の下に「第三条第一項第一号の」

を、「払戻しを」の下に「発行事業者に」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第三条第一項第二号の乗車券については、払戻しを行わない。

第八条第一項中「乗車券」を「第三条第一項第一号の乗車券」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第三条第一項第二号の乗車券を使用する旅客は、最初に電車に乗車する際に東京都電車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第三号）第三条第十八号及び東京都電車外国人向けICカード取扱規程（令和元年交通局規程第八号）第三条第十二号に規定するICカードリーダー・ライターによる乗車処理を受け、最初に乗合自動車に乗車（東京都乗合自動車条例施行規程第二条第二号の表に掲げる運行系統にあつては下車）する際に東京都乗合自動車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第六号）第三条第十八号及び東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程（令和元年交通局規程第十二号）第三条第十二号に規定するバスリーダー・ライターによる乗車処理（東京都乗合自動車条例施行規程第二条第二号の表に掲げる運行系統にあつては降車処理）を受け、又は最初に地下高速電車若しくは日暮里・舎人ライナーに乗車する際に自動改札機による改札を受けなければならない。

4 前三項の改札等を受けた後当該乗車券を使用する場合においては、乗車の都度これを係員に提示し、又は自動改札機による改札等を受けなければならない。

第十二条中「（昭和四十年交通局規程第五十号）」を削り、「東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程（平成二十年交通局規程第三十一号）」の下に「、東京都電車外国

人向けICカード取扱規程、東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程、東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十六号）及び東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十九号）（以下「東京都電車条例施行規程等」という。）を加え、「、東京都電車条例施行規程、東京都乗合自動車条例施行規程、東京都地下高速電車旅客営業規程及び東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程」を「及び東京都電車条例施行規程等」に改める。

附 則

この規程は、令和二年三月十四日から施行する。

●交通局規程第十二号

東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

東京都交通局長 土 測 裕
東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号の次に次の二号を加える。

十五の二 「IC企画乗車券」とは、IC鉄道事業者及び東日本旅客鉄道株式会社が旅客営業規程等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下「企画乗車券」という。）の情報を記録したICカードをいう。

十五の三 「記名IC企画乗車券」とは、記名ICカー

ドに企画乗車券の情報を記録した、記名人本人の使用に供する企画乗車券をいう。

第四条第一項中「IC定期乗車券」の下に「及びIC企画乗車券」を、「おける定期乗車券」の下に「及び企画乗車券」を、「その定期乗車券」の下に「及び企画乗車券」を加える。

第五条第十項中「又は定期乗車券」を「並びに定期乗車券及び企画乗車券」に改める。

第三編の次に次の一編を加える。

第四編 IC企画乗車券

（発売）

第四十条 企画乗車券は、当局が定める事業者の駅等で発売する。

（IC企画乗車券の再表示）

第四十一条 IC企画乗車券は、券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、速やかに当該IC企画乗車券をIC企画乗車券発行事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

3 券面表示にはIC企画乗車券の効力はない。

4 前項の規定にかかわらず、IC企画乗車券の障害又は機器の故障によりIC企画乗車券が使用できなくなった場合は、当局が認めるときに限り、IC企画乗車券を提示することにより乗車することができる。

5 IC企画乗車券を使用する場合、係員からIC企画乗車券の提示を求められたときには、これを拒んではならない。

（紛失再発行）

第四十二条 記名 I C 企画乗車券の記名人が当該記名 I C 企画乗車券を紛失した場合で、当局が定める申請書を提出したときは、次に掲げる条件を満たす場合に限って、紛失した記名 I C 企画乗車券の使用停止措置及び再発行整理票を交付する手続を行う。

一 申請書を提出するときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該記名 I C 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

二 記名人の氏名、生年月日及び性別の情報が I C カード発行事業者のシステムに登録されていること。

2 前項の規定により使用停止措置を行った当該 I C 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から十四日以内に第一号及び第二号に掲げる条件を満たした上、当該 I C 企画乗車券発行事業者に発行を請求した場合に限って、当該 I C 企画乗車券発行事業者にて再発行する。ただし、再発行する当日において I C 企画乗車券の有効期間が終了している場合は、再発行を行い、一体型 I C カードにおいては、次に掲げる条件を全て満たした場合に限って、I C 企画乗車券の情報を再発行する。

一 公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該 I C 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

二 旅客が前項の規定により発行された再発行整理票を提出すること。

三 旅客が I C カード発行事業者及び提携先から交付された再発行用の媒体を持参すること。

四 旅客が I C カード発行事業者からの再発行用の媒体に係る通知を提示すること。

3 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合の紛失再発行手数料及びデポジットの取扱いは、I C 発行事業者規則の定めによる。

4 当該 I C 企画乗車券の使用停止の申出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した I C 企画乗車券が発見された場合に、当該 I C 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 第一項から第三項までの取扱いを行った後に、紛失した記名 I C 企画乗車券が発見された場合で、I C カード発行事業者が当該 I C 企画乗車券のデポジットを収受しているときは、デポジットの取扱いは I C 発行事業者規則の定めによる。

(障害再発行)

第四十三条 I C 企画乗車券の破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当局が定める申請書を提出し、かつ当該 I C 企画乗車券を提示したときは、再発行整理票を交付する手続を行う。

2 前項の規定により再発行整理票が発行された当該 I C 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から十四日以内に第一号及び第二号に掲げる条件を満たした上、当該 I C 企画乗車券発行事業者に発行を請求した場合に限って、当該 I C 企画乗車券発行事業者にて再発行する。ただし、再発行する当日において I C 企画乗車券の有効期間が終了している場合は、再発行を行い、一体型 I C カードにおいては、次の第二号を除く各号の条件を満たした場合に限って、I C 企画乗車券の情報を再発行する。

一 旅客が前項の規定により発行した再発行整理票を提出すること。

二 旅客が当該 I C 企画乗車券を提出すること。

三 旅客が I C カード発行事業者及び提携先から交付された再発行用の媒体を持参すること。

四 旅客が障害状態となった当該一体型 I C カードと I C カード発行事業者からの再発行用の媒体に係る通知を提示すること。

3 当該 I C 企画乗車券の障害再発行の申出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該 I C 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。この場合において、I C カード発行事業者が当該 I C 企画乗車券のデポジットを収受しているときは、デポジットの取扱いは I C 発行事業者規則の定めによる。

一 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

二 旅客の故意又は重大な過失により I C 企画乗車券が障害状態となったと認められ、次条で準用する第三十条第二項第二号の規定により無効となった場合

(準用)

第四十四条 第三編(第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条及び第三十九条を除く。)の規定は、I C 企画乗車券の取扱いについて準用する。この場合において、第三十条第一項及び第三十三条中「施行規程」とあるのは「施行規程等」と、第三十二条第一項第一号中「乗車処理後」とあるのは「使用開始後」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、令和二年三月十四日から施行する。

●交通局規程第十三号

東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車外国人向けICカード取扱規程（令和元年交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「企画乗車券」を「IC企画乗車券」に改め、「行う乗車券」の下に「（以下「企画乗車券」という。）の情報を記録した外国人向けICカード」を加える。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、IC企画乗車券における企画乗車券に係る運送契約は、その企画乗車券を発売したときに成立する。

第六条第十項中「機能」を「情報」に改める。

第十八条第二項を削り、同条中第三項を第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第二編の次に次の一編を加える。

第三編 IC企画乗車券

第一章 発売

（発売）

第二十条 企画乗車券は、IC鉄道事業者の定める場所に

において発売する。

（チャージ）

第二十一条 IC企画乗車券は、IC発行業者規則の定めにより外国人向けICカードを処理する機器によりチャージすることができる。

（SF残額の確認）

第二十二条 IC企画乗車券のSF残額は、外国人向けICカードを処理する機器により確認することができる。

2 IC企画乗車券のSF残額履歴の表示又は印字はIC

発行業者規則の定めにより、外国人向けICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第二条

第一項第二号に定める外国人向けICカードのSF残額履歴の表示又は印字は、最近のSF残額履歴から二十件までとし、次に掲げるSF残額履歴は表示又は印字による確認はできないものとする。

一 出場処理がされていないときのSF残額履歴
二 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

第二章 運賃

（IC運賃の減額）

第二十三条 旅客がSFをチャージした有効期間内のIC企画乗車券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗越し）したものと取り扱

い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

2 有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

3 第六条第四項の規定により運賃を支払う場合は現金運賃を適用し、IC企画乗車券で減額した金額との差額を

現金又は当局が別に定める方法により支払う。

4 旅客がIC企画乗車券のSFにより運賃支払を行った場合、その支払額に対してバスポイントが付与し、局長が別に定める区分を当該バスポイントが超えた時点で特典バスケット額を付与する。

5 特典バスケット額を使用する場合は、運賃から当該特典バスケット額を割り引くものとする。

第三章 効力

（効力）

第二十四条 第二十条の規定により発売された企画乗車券は施行規程等の定めにより取り扱う。

2 SFをチャージしたIC企画乗車券の区間外において、又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において使用し乗車する場合は、第十四条の規定を準用する。

（レファレンスペーパー）
第二十五条 レファレンスペーパーの記載事項が不明となったとき又は紛失等したときは、速やかにIC発行業者の定めるIC発売事業者の窓口等に提示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

2 レファレンスペーパーは、IC企画乗車券の効力を有しないものとする。

3 IC企画乗車券の障害又は機器の故障によりIC企画乗車券が使用できなくなった場合は、当局が認めるときに限り、当該IC企画乗車券及びレファレンスペーパーを提示することにより乗車することができる。

4 IC企画乗車券を使用する場合は、原則として当該IC企画乗車券のレファレンスバーを所持するものとし、係員から提示を求められたときには、これを拒んではならない。

(無効となる場合)

第二十六条 IC企画乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったIC企画乗車券の取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

一 乗車処理後のIC企画乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

二 有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合

三 IC発行事業者が定める使用資格者以外の者が使用した場合

四 使用資格を偽って購入した小児用外国人向けICカードに記載された企画乗車券を使用した場合

五 施行規程等に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合

六 その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

一 偽造、変造又は不正に作成されたIC企画乗車券又はSFを使用した場合

二 旅客の故意又は重大な過失によりIC企画乗車券が障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃及び割増運賃の收受)

第二十七条 前条の規定に該当した場合、施行規程の定め

により現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増運賃を收受する。

第四章 障害返金等

(障害返金)

第二十八条 IC企画乗車券の破損等によって所定の機器

で使用できない場合、当該外国人向けICカード及びレファレンスバーを提示したときに、障害返金登録のみを行う。ただし、返金する当日において企画乗車券の有効期間が終了している場合は、障害返金を行う。

2 前項の規定にかかわらず、第二条第一項第二号の外国人向けICカードにおいては、障害返金は行わない。

3 IC企画乗車券の障害返金登録の申出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず障害返金を行わない。

一 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

二 旅客の故意又は重大な過失によりIC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第二十六条第二項第二号の規定により無効となった場合

(免責事項)

第二十九条 この規程に定めのない、IC企画乗車券を媒体としたサービス(当局が提供するものを除く。)に関して生じた使用者の損害等については、当局はその責めを負わない。

附則

この規程は、令和二年三月十四日から施行する。

●交通局規程第十四号

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第十五号の次に次の二号を加える。

十五の二 「IC企画乗車券」とは、IC鉄道事業者及び東日本旅客鉄道株式会社が旅客営業規程等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券(以下「企画乗車券」という。)の情報を記録したICカードをいう。

十五の三 「記名IC企画乗車券」とは、記名ICカードに企画乗車券の情報を記録した、記名本人の使用に供するIC企画乗車券をいう。

第四条第一項ただし書中「IC定期乗車券における定期乗車券」を「IC定期乗車券及びIC企画乗車券における定期乗車券及び企画乗車券」に改め、「その定期乗車券」の下に「及び企画乗車券」を加える。

第五条第十項中「又は」を「並びに」に改め、「定期乗車券」の下に「及び企画乗車券」を加える。

第三編の次に次の一編を加える。

第四編 IC企画乗車券

(発売)

第四十条 IC企画乗車券は、当局が定める事業者の駅等で発売する。

(IC企画乗車券の再表示)

第四十一条 IC企画乗車券は、券面表示事項が不明となつたときは、使用してはならない。

2 前項の場合、速やかに当該IC企画乗車券を企画乗車券発行者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならぬ。

3 券面表示にはIC企画乗車券の効力はない。

4 前項の規定にかかわらず、IC企画乗車券の障害又は機器の故障によりIC企画乗車券が使用できなくなった場合、当局が認めるときに限り、IC企画乗車券を提示することにより乗車することができる。

5 IC企画乗車券を使用する場合、係員からIC企画乗車券の提示を求められたときには、これを拒んではならない。

(紛失再発行)

第四十二条 記名IC企画乗車券の記名人が当該記名IC企画乗車券を紛失した場合で、当局が定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した記名IC企画乗車券の使用停止措置及び再発行整理票を交付する手続を行う。

一 申請書を提出するときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該記名IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

二 記名人の氏名、生年月日、性別の情報がICカード発行者のシステムに登録されていること。

2 前項の規定により使用停止措置を行った当該IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から十四日以内に次の第一号及び第二号の条件を満たした上、当該

企画乗車券発行者に発行を請求した場合に限って、当該企画乗車券発行者にて再発行する。ただし、再発行する当日においてIC企画乗車券の有効期間が終了している場合は、当該企画乗車券発行者以外においても再発行を行い、一体型ICカードにおいては、次の各号に掲げる条件を満たした場合に限って、IC企画乗車券の情報を再発行する。

一 公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明できること。

二 旅客が前項の規定により発行された再発行整理票を提出すること。

三 旅客がICカード発行者及び提携先から交付された再発行用の媒体を持参すること。

四 旅客がICカード発行者からの再発行用の媒体に係る通知を提示すること。

3 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合の紛失再発行手数料及びデポジットの取扱いは、IC発行者規則の定めによる。

4 当該IC企画乗車券の使用停止の申出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失したIC企画乗車券が発見された場合に、当該IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 第一項から第三項までの取扱いを行った後に、紛失した記名IC企画乗車券が発見された場合で、ICカード発行者が当該IC企画乗車券のデポジットを收受している場合、デポジットの取扱いはIC発行者規則の定めによる。

(障害再発行)

第四十三条 IC企画乗車券の破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当局が定める申請書を提出し、かつ当該IC企画乗車券を提示したときは、再発行整理票を交付する手続を行う。

2 前項の規定により再発行整理票が発行された当該IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から十四日以内に次の第一号及び第二号の条件を満たした上、当該企画乗車券発行者に発行を請求した場合に限って、当該企画乗車券発行者にて再発行する。ただし、再発行する当日においてIC企画乗車券の有効期間が終了している場合は、当該企画乗車券発行者以外においても再発行を行い、一体型ICカードにおいては、次の第二号を除く各号の条件を満たした場合に限って、IC企画乗車券の情報を再発行する。

一 旅客が前項の規定により発行した再発行整理票を提出すること。

二 旅客が当該IC企画乗車券を提出すること。

三 旅客がICカード発行者及び提携先から交付された再発行用の媒体を持参すること。

四 旅客が障害状態となった当該一体型ICカード及びICカード発行者からの再発行用の媒体に係る通知を提示すること。

3 当該IC企画乗車券の障害再発行の申出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかん

を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、ICカード発行事業者が当該IC企画乗車券のデポジットを收受している場合、デポジットの取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

- 一 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- 二 旅客の故意又は重大な過失によりIC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第三十二条第二項第二号により無効となった場合

(準用)

第四十四条 第三編(第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条及び第三十九条は除く。)の規定は、IC企画乗車券の取扱いについて準用する。この場合において、第三十条第一項、第三十二条第一項第七号及び第三十三条中「運送約款」とあるのは、「運送約款等」と読み替え、第三十二条第一項第一号中「乗車処理後の持参人IC定期乗車券」とあるのは、「使用開始後のIC企画乗車券」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、令和二年三月十四日から施行する。

●交通局規程第十五号

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

東京都交通局長 土 潤 裕

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程(令和元年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号を次のように改める。

九 「IC企画乗車券」とは、IC鉄道事業者及び東日本旅客鉄道株式会社が旅客営業規程等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券(以下「企画乗車券」という。)(の情報を記録した外国人向けICカードをいう。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、IC企画乗車券による運送契約は、その企画乗車券を発売したときに成立する。

第六条第十項中「の機能」を「の情報」に改める。

第十八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第二編の次に次の一編を加える。

第三編 IC企画乗車券

第一章 発売

(発売)

第二十条 IC企画乗車券は、IC鉄道事業者の定める場所において発売する。

(チャージ)

第二十一条 IC企画乗車券は、IC発行事業者規則の定めにより外国人向けICカードを処理する機器によりチャージすることができる。

(SF残額の確認)

第二十二条 IC企画乗車券のSF残額は、外国人向けICカードを処理する機器により確認することができる。

4 第六条第四項による場合は現金運賃を適用し、IC企画乗車券のSF残額履歴の表示又は印字はIC発行事業者規則の定めにより、外国人向けICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第二項第一項第二号に定める外国人向けICカードのSF残額履歴の表示又は印字は、最近のSF残額履歴から二十件までとし、次に掲げる場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

2 IC企画乗車券のSF残額履歴の表示又は印字はIC発行事業者規則の定めにより、外国人向けICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第二項第一項第二号に定める外国人向けICカードのSF残額履歴の表示又は印字は、最近のSF残額履歴から二十件までとし、次に掲げる場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

一 出場処理がされていないときのSF残額履歴

二 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

第二章 運賃

(IC運賃の減額)

第二十三条 旅客がSFをチャージした有効期間内のIC企画乗車券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車(乗越し)したものとして取り扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃又は深夜バスの普通旅客運賃に相当する額を減額する。

2 有効期間の開始前又は有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃又は深夜バスの普通旅客運賃に相当する額を減額する。

3 SFをチャージした乗合自動車に係る有効期間内のIC企画乗車券を使用し、当該IC企画乗車券の有効区間において深夜バスに乗車する場合は、一回の乗車ごとに、深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程(昭和六十三年交通局規程第四十五号。以下「深夜バス規程」という。)第四条第一項に定める旅客運賃を減額する。

4 第六条第四項による場合は現金運賃を適用し、IC企画乗車券のSF残額履歴の表示又は印字はIC発行事業者規則の定めにより、外国人向けICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第二項第一項第二号に定める外国人向けICカードのSF残額履歴の表示又は印字は、最近のSF残額履歴から二十件までとし、次に掲げる場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

一 出場処理がされていないときのSF残額履歴

二 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

第二章 運賃

(IC運賃の減額)

第二十三条 旅客がSFをチャージした有効期間内のIC企画乗車券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車(乗越し)したものとして取り扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃又は深夜バスの普通旅客運賃に相当する額を減額する。

2 有効期間の開始前又は有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃又は深夜バスの普通旅客運賃に相当する額を減額する。

3 SFをチャージした乗合自動車に係る有効期間内のIC企画乗車券を使用し、当該IC企画乗車券の有効区間において深夜バスに乗車する場合は、一回の乗車ごとに、深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程(昭和六十三年交通局規程第四十五号。以下「深夜バス規程」という。)第四条第一項に定める旅客運賃を減額する。

4 第六条第四項による場合は現金運賃を適用し、IC企画乗車券のSF残額履歴の表示又は印字はIC発行事業者規則の定めにより、外国人向けICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第二項第一項第二号に定める外国人向けICカードのSF残額履歴の表示又は印字は、最近のSF残額履歴から二十件までとし、次に掲げる場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

一 出場処理がされていないときのSF残額履歴

二 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

第二章 運賃

(IC運賃の減額)

画乗車券で減額した金額との差額を現金又は当局が別に定める方法により支払う。

5 IC企画乗車券のSFによるバス運賃の支払に対しては、バス利用特典サービスを適用する。ただし、当局が別に定める場合は、適用しないことができる。

第三章 効力

(効力)

第二十四条 第二十条の規定により発売された企画乗車券は運送約款の定めにより取り扱う。

2 SFをチャージしたIC企画乗車券を、IC企画乗車券の区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第十四条の規定を準用する。

(レファレンスペーパー)

第二十五条 レファレンスペーパーの記載事項が不明となったとき又は紛失等したときは、速やかにIC発売事業者の窓口等に提示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

2 レファレンスペーパーにはIC企画乗車券の効力はない。

3 IC企画乗車券の障害又は機器の故障によりIC企画乗車券が使用できなくなった場合、当局が認めたとときに限り当該IC企画乗車券及びレファレンスペーパーを提示することにより乗車することができる。

4 IC企画乗車券を使用する場合は、原則として当該IC企画乗車券のレファレンスペーパーを所持するものとし、係員から提示を求められたときには、これを拒んではならない。

(無効となる場合)

第二十六条 IC企画乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったIC企画乗車券の取扱いはIC発行者規則の定めによる。

一 乗車処理後のIC企画乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

二 有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合

三 IC発行事業者が定める使用資格者以外の者が使用した場合

四 使用資格を偽って購入した小児用外国人向けICカードに記録された企画乗車券を使用した場合

五 当局の運送約款等に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合

六 その他不正乗車の手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

一 偽造、変造又は不正に作成されたIC企画乗車券又はSFを使用した場合

二 旅客の故意又は重大な過失によりIC企画乗車券が障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃及び割増運賃の收受)
第二十七条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増運賃を收受する。

第四章 障害返金
(障害返金)

第二十八条 IC企画乗車券の破損等によって所定の機器で使用できない場合、当該IC企画乗車券及びレファレンスペーパーを提示したときに、障害返金登録のみ行う。ただし、返金する当日において企画乗車券の有効期間が終了している場合は、障害返金を行う。

2 第二条第一項第二号の外国人向けICカードにおいては、障害返金は行わない。

3 IC企画乗車券の障害返金登録の申出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず障害返金を行わない。

一 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

二 旅客の故意又は重大な過失により外国人向けICカードが障害状態となったと認められ、第二十六条第二項第二号により無効となった場合

(免責事項)
第二十九条 この規程に定めのない、IC企画乗車券を媒体としたサービス(当局が提供するものを除く。)に関して生じた使用者の損害等については、当局はその責めを負わない。

附 則
この規程は、令和二年三月十四日から施行する。

●交通局規程第十六号
東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

東京都交通局長 土 潤 裕

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第七号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程(昭和五十二年交通局規程第十六号)に基づいて発売した乗車券及び東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程(昭和六十三年交通局規程第八号)に基づいて発売した乗車券の情報がICカードに記録されている場合は、当該ICカードにバスIC一日券を発売しない。

附 則

この規程は、令和二年三月十四日から施行する。

●交通局規程第十七号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

東京都交通局長 土 潤 裕

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車連絡運輸規程(昭和三十五年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四の表二十の項の次に次のように加える。

二十の二 泉岳寺駅・高輪ゲートウェイ駅接続

取扱連絡乗車券の種類		地 下 高 速 電 車 1		地 下 高 速 電 車 2		接 続 駅		東 日 本 線	
通学定期乗車券		線 名		線 名		線 名		発 着 駅	
浅草線		新宿線		浅草線		泉岳寺駅・高輪ゲートウェイ駅		赤羽線	
目黒〜大手町		浜町〜本八幡		各駅		板橋〜赤羽		池袋〜十条	
三田線		馬喰・東日		三田		熊川〜武蔵五日市		東京・立川・青梅線・拝島	
浅草線		浅草線		浅草線		日進〜高麗川		東京・赤羽	
						八丁堀〜千葉みなと		品川・山手線・池袋	
						北赤羽〜北与野		東京・立川・青梅線・拝島	
						北茅ヶ崎〜橋本		品川・新宿・立川・青梅線・拝島	
						三河島〜岩間		東京・千葉・蘇我	
						御茶ノ水〜千葉		東京・立川	
						新日本橋〜錦糸町		品川・新宿・立川	
						本千葉〜大原		東京・大宮	
						宮原〜高崎		東京・赤羽	
						御茶ノ水〜大月		東京・八王子・橋本	
						大久保〜大月		東京・日暮里	
						国道〜扇町		秋葉原	
						大川・新芝浦・海芝浦		東京・新日本橋・錦糸町	
						東京〜小田原		東京	
						西大井〜新川崎		東京・千葉	
						福俵〜成東		東京・大宮	
						神田〜小山		東京	
						尾久		東京・千葉・大網	
						東我孫子〜酒々井		品川	
						東我孫子〜酒々井、及び		東京・立川	
						空港第二ビル〜成田空港		東京・上野	
								東京・日暮里・我孫子	
								東京・佐倉	

第四条第七項中「羽田空港国内線ターミナル駅」を「羽田空港第1・第2ターミナル駅」に、「羽田空港国際線ターミナル駅」を「羽田空港第3ターミナル駅」に改める。

附則

この規程は、令和二年三月十四日から施行する。

●交通局規程第十八号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十三日

東京都交通局長 土 測 裕

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線

との時間制乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程（平成三十年交通局規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号に次のように加える。

エ 第七条第四号に掲げる乗車券（以下「都・メトロ二十四時間乗車券（ICカード乗車券）」という。）

第七条第四号の券面に記載する発売した時間から二十四時間

オ 第七条第五号に掲げる乗車券（以下「都・メトロ四十八時間乗車券（ICカード乗車券）」という。）

第七条第五号の券面に記載する発売した時間から

四十八時間

カ 第七条第六号に掲げる乗車券（以下「都・メトロ七十二時間乗車券（ICカード乗車券）」という。）

第七条第六号の券面に記載する発売した時間から七十二時間

キ 東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十六号）第三条第一号の外国人向けICカード乗車券（以下「外国人向けICカード乗車券」という。）に都・メトロ時間制乗車券の機能を付加した乗車券

(ア) 発売した時間から二十四時間

(イ) 発売した時間から四十八時間

(ウ) 発売した時間から七十二時間

ク 第七条第七号に掲げる乗車券（以下「都・メトロ時間制乗車券（QRコードで発行する乗車券）」という。）

(ア) 第七条第七号の券面に記載する有効期限のうち、使用を開始した任意の時間から二十四時間

(イ) 第七条第七号の券面に記載する有効期限のうち、使用を開始した任意の時間から四十八時間

(ウ) 第七条第七号の券面に記載する有効期限のうち、使用を開始した任意の時間から七十二時間

ケ 京浜急行電鉄線の駅において発売する外国人向けICカード乗車券に都・メトロ時間制乗車券の機能を付加した乗車券

(ア) 発売した時間から二十四時間

(イ) 発売した時間から四十八時間

(ウ) 発売した時間から七十二時間

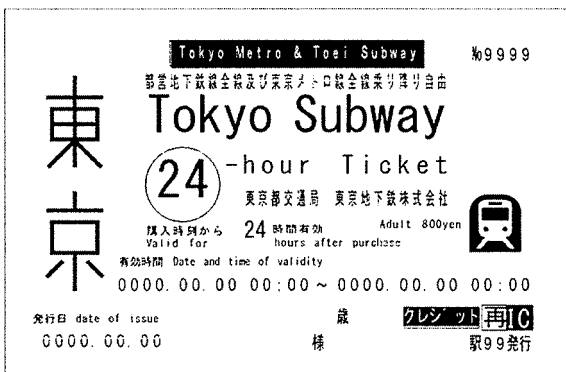
第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二条第一項クの乗車券については、乗車券を発行（QRコードにより券売機で発券すること）をいう。以下同じ。）したときに成立する。

第六条第一号中「都・メトロ二十四時間乗車券」を「有効期間が二十四時間の都・メトロ時間制乗車券」に改め、同条第二号中「都・メトロ四十八時間乗車券」を「有効期間が四十八時間の都・メトロ時間制乗車券」に改め、同条第三号中「都・メトロ七十二時間乗車券」を「有効期間が七十二時間の都・メトロ時間制乗車券」に改める。

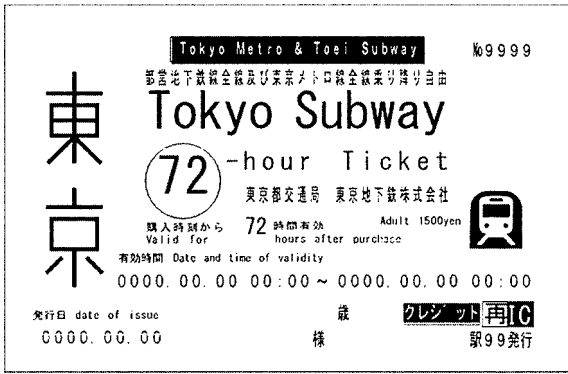
第七条第三号の次に次の四号を加える。

四 都・メトロ二十四時間乗車券（ICカード乗車券）

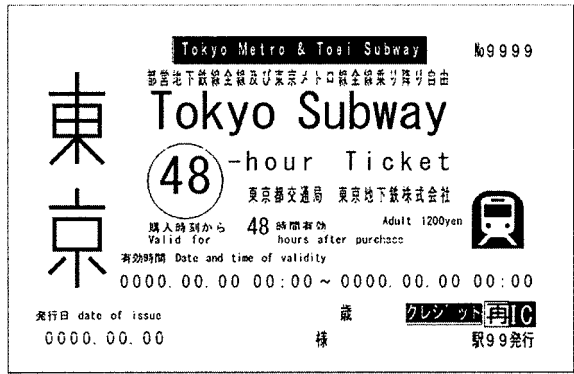


備考 小児用は、券面表面に小と表示する。都・メトロ四十八時間乗車券（ICカード乗車券）

備考 小児用は、券面表面に小と表示する。



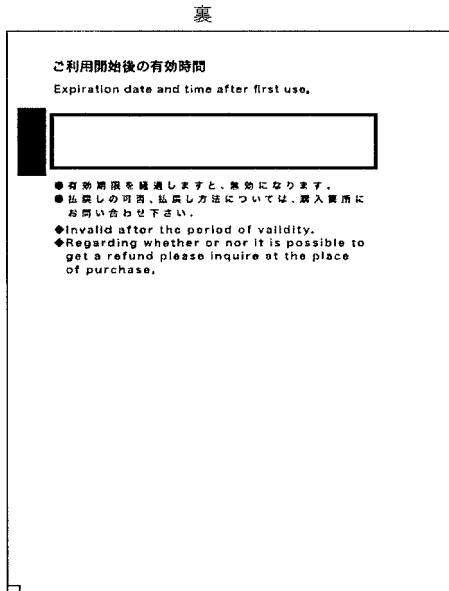
六都・メトロ七十二時間乗車券（ICカード乗車券）



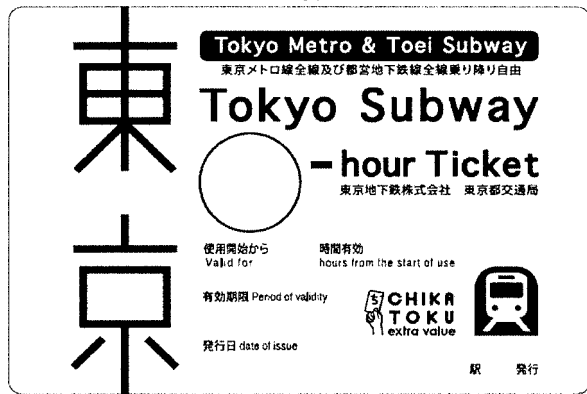
七都・メトロ時間制乗車券（QRコードで発行する乗車券）

備考

一 有効期間が二十四時間の乗車券（大人用）は、券面表面に「24 Adult」と表示する。



表



- 二 有効期間が二十四時間の乗車券（小児用）は、券面表面に「24 Child」と表示する。
- 三 有効期間が四十八時間の乗車券（大人用）は、券面表面に「48 Adult」と表示する。
- 四 有効期間が四十八時間の乗車券（小児用）は、券面表面に「48 Child」と表示する。
- 五 有効期間が七十二時間の乗車券（大人用）は、券面表面に「72 Adult」と表示する。
- 六 有効期間が七十二時間の乗車券（小児用）は、券面表面に「72 Child」と表示する。
- 第八条中「都・メトロ時間制乗車券」を「第二条第一号アからウまで及びクの都・メトロ時間制乗車券」に改める。
- 第八条に次の一項を加える。
- 2 第二条第一号エからキまで及びケの乗車券を所持する旅客は、旅行を開始するとき及び乗継ぎをするときはこれに自動改札機による改札を受けなければならない。
- 第十条の見出し中「発売場所」の下に「及び発行場所」を加え、同条中「において発売」の下に「及び発行」を加え、同条各号を次のように改める。
- 一 第二条第一号アからウの都・メトロ時間制乗車券 地下高速電線線の定期券発売所（上野御徒町駅に限る。）、都営交通案内所（三ノ輪橋おもいで館）及び東京地下鉄株式会社指定する発売場所
- 二 第二条第一号エからカの都・メトロ時間制乗車券 地下高速電線線の定期券発売所（上野御徒町駅に限る。）及び東京地下鉄株式会社が指定する発売場所
- 三 第二条第一号キの都・メトロ時間制乗車券 地下高速電線線の駅及び定期券発売所（上野御徒町

駅に限る。)並びに東京地下鉄株式会社が指定する発売場所

四 第二条第一号クの都・メトロ時間制乗車券
東京地下鉄株式会社が指定する発行場所

五 第二条第一号ケの都・メトロ時間制乗車券
京浜急行電鉄株式会社線の駅

第十一条第一項中「及び第二号」を削り、「に定める場所」の下に「(東京地下鉄株式会社が指定する発売場所を除く。)」を加え、「当該都・メトロ時間制乗車券の種類に応じ、」を削り、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第三号に定める」を「第一号から第三号までの東京地下鉄株式会社が指定する発売」に、「発売場所」を「発売事業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

2 第十条第二号及び第三号に定める場所(東京地下鉄株式会社指定する発売場所を除く。)において発売する未使用の都・メトロ時間制乗車券を所持する旅客は、当該都・メトロ時間制乗車券を発売する場所において当該都・メトロ時間制乗車券の機能と引換えに、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。ただし、有効期間を満了した場合においては、この限りでない。

3 第十一条第三項の次に次の二項を加える。

4 第十条第四号に定める場所において発行した都・メトロ時間制乗車券の払戻しは行わない。

5 第十条第五号に定める場所において発売する都・メトロ時間制乗車券の払戻しについては、当該発売事業者が定めるところによる。

第十六条中「については、旅客営業規程」の下に「、東京地下高速電車ICカード乗車券取扱規程(平成十九年交通局規程第八号)及び東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程」を加え、「準用し、旅客営業規程」の下に「、東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程及び東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程」を加える。

附 則

この規程は、令和二年三月十四日から施行する。

告 示 (交)

●交通局告示第一号

昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部を次のように改正し、令和二年三月十四日から実施する。

令和二年三月十三日

東京都交通局長 土 測 裕

表京浜急行電鉄株式会社の項中「港区高輪二丁目二十番二十号」を「神奈川県横浜市西区高島一丁目二番八号」に改め、「共通一日乗車券」の下に「Tokyo Subway Ticket」を加え、同表京浜急行バス株式会社の項中「港区高輪二丁目二十番二十号」を「神奈川県横浜市西区高島一丁目二番八号」に改める。

●交通局告示第二号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

令和二年三月十三日

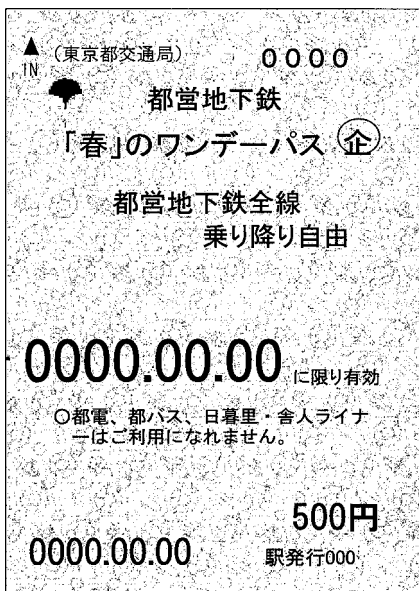
東京都交通局長 土 測 裕

一 記念乗車券の名称
都営地下鉄「春」のワンデーパス

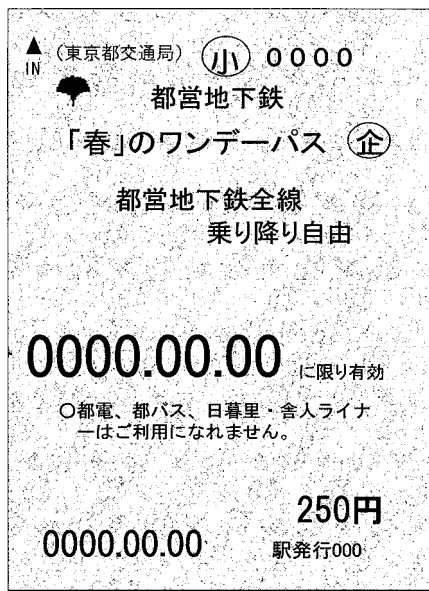
二 記念乗車券の種類及び運賃
東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用



四 記念乗車券の発売期間

令和二年三月十四日から同年五月六日までの東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができる。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。）

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 七〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

